

健康保険証の記載事項の変更等について（ご連絡）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申しあげます。
今般、法改正により、健康保険証の記載事項が下記のとおり変更となりますのでご連絡申しあげます。

記

1. 健康保険証について

オンライン資格確認※開始に伴い、保険証の記号・番号を個人単位にする必要があることから、2021年4月1日以降健康保険組合が**新たに発行する保険証**より、2桁の番号（枝番）が追加付与・印字されます。
現在お持ちいただいている健康保険証は従来どおり使用でき、保険証の更新（差し替え）は実施いたしません。

※オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは、保険証の記号番号等により医療機関・薬局等がオンラインでの資格確認ができることをいいます。

なお、オンライン資格確認の運用開始につきましては、当初2021年3月からとしておりましたが、本格運用前のテストという位置づけでプレ運用を継続することとなり、2021年10月までに本格運用される予定です。

2. 各種届出について

オンライン資格確認が開始されても、富士通健保への各種届出は従来通り必要となります。

3. マイナンバーカードの保険証利用について

プレ運用としてマイナンバーカードの保険証利用が始まっていますが、マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、個人にてマイナポータルから初回登録手続きを行う必要があります。

詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

4. プレ運用としてマイナンバーカードの保険証利用ができる医療機関・薬局等

下記厚生労働省のホームページで公開しています。必ず事前にご確認のうえ受診してください。

導入保険医療機関等を受診する場合であっても、マイナンバーカードだけでなく、健康保険証や限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証をご持参ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります。

